

「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成19年法律第126号）」
については、平成19年11月2日に

第168回臨時国会に提出され、同月28日に成立し、同年12月5日に公布されました。

その主な改正点は、

① 障害者雇用事業主は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において

身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。

② 補助犬使用者や同伴を受け入れる側からの補助犬の使用を巡るトラブルの相談窓口を都道府県に設けなければならない。

の2点となっています。

なお、高知県内における補助犬に関する苦情、相談につきましては、

高知県障害保健福祉課（電話番号：088-823-9634）

高知市元いきがい課（電話番号：088-823-9378）

でお受けしますのでご活用ください。